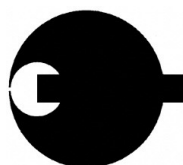


**(仮称) 御所IC工業団地
立地意向企業募集 募集要領**

受付期間：令和 4年 2月 2日(水)から
令和 4年 6月 30日(木)まで

奈良県



1. 立地意向企業募集について

当該地は、中南和地域の各地から通勤できる場所に位置し、京奈和自動車道「御所インターチェンジ」に近接する抜群の立地条件を生かした産業団地の整備を計画しています。

当募集は、当該地への立地を具体的に検討されている企業のニーズや意見等をあらかじめお伺いし、今後実施を予定している正式な企業募集の条件等の検討の参考とさせていただくことで、地域社会の発展に資する工業用地の形成を目指すことを目的としております。

なお、立地意向企業募集にお申込みいただいた場合でも、「企業募集」の際に優先して選定されるわけではございませんのでご承知おき願います。

2. 計画概要

(1)名 称：(仮称)御所 I C 工業団地

(2)所 在 地：御所市大字出屋敷、北十三及び南十三

(3)用 途 地 域：工業系用途地域

(4)分 譲 面 積：約 8 ha

(5)分譲最小面積：約 8,000m²

(6)分 譲 時 期：令和 6 年度以降（予定）

(7)土 地 価 格：未定

※価格は、周辺相場及び立地意向企業募集の意向に基づくインフラ整備を踏まえ、企業募集までに確定します。

3. 募集対象企業

日本標準産業分類における製造業及び製造業の工場に付帯する研究施設

※企業募集時に、業種が変更される場合がありますのでご注意ください。

4. 募集受付及び提出書類

(1)受付期間及び募集要領の配布

①受付期間：令和 4 年 2 月 2 日(水)から令和 4 年 6 月 3 0 日(木)まで（必着）。

②募集要領の配布

窓口：奈良県奈良市登大路町30

奈良県産業・観光・雇用振興部企業立地推進課産業用地創出支援係

※午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除きます）。

HP：当課ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/60105.htm>) から上記期間中いつでもダウンロードできます。

※立地意向企業募集の期間満了後も、一定の条件のもとで追加の立地意向企業募集を受け付ける場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2)必要書類

①申込書（立地意向企業募集申込書）

立地検討施設の概要（業種、業務内容、予定面積（敷地）等）

②会社案内

会社案内等（パンフレット・会社概要及び製品の説明書等）

(3) 申込み先

直接持参、郵送、メール又は当課HPの申込入力フォームにてお申し込みください（郵送の場合は、書留郵便に限ります）。

（申込み先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県産業・観光・雇用振興部企業立地推進課（主棟 6 階）

TEL : 0742-27-8819 （直通）

（申込入力フォーム）

申込入力フォームはこちらのページ(<https://www.secure.pref.nara.jp/3091.html>)
にアクセスいただき、必要事項等をご入力ください。

5. 対象地域の立地条件

都市計画及び供給処理施設等につきましては、下表のとおりです。

項目		内容（予定）
都市計画	用途地域	工業系用途地域
	建ぺい率／容積率	60％／200％
	地区計画	策定予定
	その他規制状況	工場立地法の規定に準ずる（工場団地特例なし）
供給処理施設	用水	公共上水道
		※工業用水は無し
	排水	公共下水道
	電力	普通高圧：約6,600v
		特別高圧（要相談）
ガス	都市ガス	
最寄りのIC		御所IC
最寄りの交通機関		近鉄御所駅及びJR御所駅

※現時点での案であり、今後変更する場合があります。

6. 応募資格

- (1) 「3. 募集対象企業」に記載している業種の企業とします。
- (2) 施設、工場等を建設し、自らが経営する企業とし、工場等建設計画及び資金計画を作成できる企業とします。
- (3) 土地売買契約締結から2年以内に着工し、着工から3年以内に操業できる企業とします。
- (4) 公害防止について法律、条例及び命令等を遵守するほか、譲受人の責任において積極的かつ十分に公害防止の処置を行うことができる企業とします。
- (5) 公害防止に対処し、地域の環境を保全できる企業とします。
- (6) 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない企業とします。
- (7) 工場立地法等の関係諸法令及び分譲条件を遵守する企業とします。

7. 立地意向企業募集お申込み後の流れ

(1) 立地意向企業登録

立地意向企業募集にお申込みをいただいた企業に対しては、受付後、申込書類を確認の上、立地意向企業の登録完了通知をいたします。立地意向企業の応募資格を満たさない場合は、登録をお断りする場合があります。その際は、立地意向企業登録不可の通知をいたしますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 事業計画の調査（当団地との適合性や事業計画の実現性等）

提出いただいた立地意向企業募集申込書などにより、事業計画（インフラ整備の内容や建物の規模など）の確認を行います。

なお、場合によっては、企業視察（工場等）をさせていただきます。

(3) 企業募集

立地意向企業の意向を参考に各種条件を具体化した事業計画に基づいて、改めて「企業募集」を実施していく予定です。

今後、お申し込みいただいた企業様には、「企業募集」の詳細が決まり次第、情報提供をさせていただきます。

なお、立地意向企業募集にお申込みいただいた場合でも、「企業募集」の際に優先して選定されるわけではございませんのでご承知おき願います。

8. 留意事項

当該募集要領に記載している内容については、今回の立地意向企業募集にあたってのものであり、今後、企業募集の際に、変更が生じる場合もありますので、ご留意ください。